



伊達市と聖光学院高等学校との包括連携に関する協定書



伊達市と聖光学院高等学校（以下「両者」という。）は、相互の連携及び協力に関する基本事項について、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、地域の特色を活かした取組を体系化し、深化・拡充させることで、生徒の学習活動と成長を促し、地域創生を担う人材の育成と高校の魅力向上を図り、活力あふれる個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 両者は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について連携及び協力するものとする。

- （1）地域課題の研究に係る事業の推進及び支援に関すること。
- （2）地域との協働に関すること。
- （3）地域の文化・歴史・スポーツに関すること。
- （4）地域の活力を育む人材の育成に関すること。
- （5）健幸都市の推進に関すること。
- （6）その他協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組内容については、両者協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、両者が知り得た個人情報については、それぞれ秘密を保持し、他に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定内容の変更）

第4条 両者のいずれかが、協定内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、両者のいずれかから異議の申し立てがない場合は、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、両者で協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和 6 年 3 月 28 日

甲 福島県伊達市保原町字舟橋180番地
伊達市

伊達市長

須田博行

乙 福島県伊達市六角3番地
聖光学院高等学校

校 長

新井 秀